

月動業者ニ對シ日給四十日分六十日以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ四日分ヲ要ホシ
タルカ何等妥振矣ナク命見テ了セリ

七、後業員側ノ動靜

前記交渉委員ハ今日一般後業員ニ對シ交渉終了ヲ報告スルト共ニ會社ハ吾カ側
向並系ノ組合ヲ公認スルコト、ナレル為未加入者ハ此際申込マテ為サレタニ高
後業ノ組合員ト均衡ヲ持スル為基金トシテ日給、二日分ヲ即納セラレタニト述
ヘシ散會シタルカ全後業員ハ至極平穩ニシテ組合加入、勧誘ニ對シテモ反對的
態度ニ出ツルモノナク構構ナルカ解雇者ノ人負發表、曉ハ多少ノ動搖ハ免レ難
ク動靜注意中

右及中(通)報候也

5.1 23
761

労働第三一八五部

昭和四年十月二十日
豊 親 豊 丸 山 鶴 吉

内務大臣官達議裁殿
社会局長 官殿
大阪府三河郡和事 殿

小川製紙工場労働争議ニ関スル件 (一) 裁生 (一) 解決

(1) 工場主が契約ニ及シ賃金及賞与率ヲ低下シタル事 裁量
十百千百千の領消ヲ要求ス
要旨 同工場主が容一ナル高メナリ四裁量

(2) 所轄支店長ノ裁量富ホテ容一ナリ日解決

原記工場ニ労働争議發生シタルニ因テ重ク解決シタル